

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	平田機工株式会社
【英訳名】	HIRATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 雄一郎
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-0555(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経理・IR担当 藤本 靖博
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-5558
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経理・IR担当 藤本 靖博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(a) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金125円 総額1,297,137,875円

(b) 効力発生日

2019年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を変更前の2年から1年に短縮する。

機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項（自己株式の取得、欠損填補のための準備金の減少、損失の処理・任意積立金の積立その他剰余金の処分および剰余金の配当に関する事項）を取締役会の権限においておこなうことが可能となるよう、第30条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて同条と内容が重複する変更前定款第31条を削除する。加えて、基準日等に関する規定を整備する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として平田雄一郎氏、安高純一郎氏、本郷仁基氏および黒田健治氏を、社外取締役として雀部博之氏および鳴沢隆氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

社外監査役として元田直邦氏および今村憲氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議結果 賛成率 (%)
第1号議案	79,799	189	0	可決(98.87)
第2号議案	75,228	4,761	0	可決(93.21)
第3号議案				
平田 雄一郎	79,532	455	0	可決(98.54)
安高 純一郎	79,679	308	0	可決(98.73)
本郷 仁基	79,682	305	0	可決(98.73)
黒田 健治	79,682	305	0	可決(98.73)
雀部 博之	79,700	287	0	可決(98.75)
鳴沢 隆	79,662	325	0	可決(98.71)
第4号議案				
元田 直邦	67,103	12,886	0	可決(83.14)
今村 憲	73,548	6,441	0	可決(91.13)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(103,698個)の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権(103,698個)の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 本総会に出席した株主の議決権数(事前行使分および当日出席分)は80,707個であり、賛成比率は出席した株主の議決権の数に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上